

五月九日  
代議士 栗原 隆

第二項ノ問題ニ就キ折衝シタルモ更ニ進展ヲ見サル為テ

團側ニ於テハ代議トシテ

(一) 退職手当ハ一年ニ終シ一ヶ月トシ次後一年ヲ増ス毎二  
十日ヲ加フルコト

(二) 向フ二ヶ年同額給ニ解雇セサルコト

(三) 回答書第二項ノ二ノ但書ヲ削除セヨ

右ニ終シ会社側ハ他永事務及社長不立ノ為明十日午後一時

田巻スヘシトテ午後五時三十分會見ヲ打切りタリ

一 争議団側

(一) 神田區旅籠所争議団總本部ニハ警備隊ヲ編成シ本部ノ警備  
ヲ為シ神田區淡路町所在神田クヲ第一本部トノ連絡ヲ密  
ニシ争議団ノ結束ニ努メツ、アリ

八日争議団第一本部ニ於テハ争議団員二三〇名(内女三〇  
名)ヲ二十二班ニ分テ各班ヲ班長副班長ヲ選キ統制ヲトリ

考セラレタリト述ヘ從業員ノ強硬ナル態度ヲ仄メカシテ会社  
ノ出鼻ヲ牽制シ次ヲ中回コリ

(一) 第二項ノ解雇及退職手当適用範囲ヲ如何ニスルヤ

(二) 第九項(女給ノ日給ヲ月給ニスルコト)ノ期間ヲ短縮スル  
コト

(三) 第四項ノ賞与ニツキ考ヘラレタリ

ト提案シニ對シ原田支那人ヨリ

(一) 第九項ノ期間ハ豫算ノ關係ニヨリ短縮不能故下半年期ヨリ実  
施スル

(二) 第四項ハ市内級及淺草ニ選給等ハ勤務ノ時間ニ相違アリ且  
利益上ノ問題等モ考慮ノ餘地アリトシ「保留」

(三) 第二項ノ適用範囲ニツキ中回ニ對シ再説明ヲ求メタル上適  
用範囲ハ兼士兼士ノ外ニ水テナリト主張シ後面保留トナリ

午後三時三十分休憩午後四時三十分再ヒ會見

午後三時三十分休憩午後四時三十分再ヒ會見

午後三時三十分休憩午後四時三十分再ヒ會見

午後三時三十分休憩午後四時三十分再ヒ會見

